花き・野菜等経営持続支援事業助成要領

山口県地域農業戦略推進協議会

制定　令和２年７月13日

第１　趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している花き・野菜等の園芸作物生産

者に対し、次期作に向けて必要となる生産経費の一部を助成することで、今後の生産の継続・拡大を図る。

　本要領は、花き・野菜等経営持続支援事業実施要領（令和２年７月13日付け農業振興第520号）を踏まえ、本事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

第２　事業実施期間

　　本事業の実施期間は、令和２年度のみとする。

第３　事業の仕組み

　１　山口県地域農業戦略推進協議会（以下、「県協議会」という。）は、第４に定める取組主体に対して助成金を交付する。

　２　取組主体は、第５の要件に該当する農業者に対して助成を行う。

第４　取組主体

　１　地域農業再生協議会

　２　山口県花卉園芸推進協議会

第５　農業者への助成要件

　１　取組主体は、以下の要件を全て満たす場合に、該当する農業者に対して、予算の範囲内で助成を行う。

　（１）農業者

　　　　以下のいずれかの認定等を受けている農業者

　　　ア　認定農業者

　　　イ　認定新規就農者

　　　ウ　法人格を有する農業者及び生産者組織

　　　エ　その他、県が特に対象と認める農業者

　　　　上記エの要件については、個別に県に確認を行うこと

　（２）栽培の状況

　　　　花き、野菜、果樹、特用作物を栽培・販売していること

　（３）対象となる品目

　　　　以下のいずれかに該当する、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した品目等

ア　令和２年３月から10月までの間に、売上が前年同月比で30％以上減少した月のある１品目

イ　観光農園事業を営んでいる場合は、令和２年３月～10月までの間に、入園者数が前年同月比で30％以上減少した月のある観光事業の対象となっている１品目

ウ　同一ほ場や施設内で複数の品目を同時に栽培し、品目毎の区分が困難な場合は、対象品目及び申請方法について県と協議する。

（４）（３）の品目において、次期作の作付面積が今作以上となる計画を有していること

２　助成額

　１の（３）の品目について、次期作に必要となる種苗、肥料、農薬、光熱動力費などの生産経費の１／２以内を助成する。

　ただし、１農業者（経営体）あたりの助成額の上限は、花きは100万円、野菜・果樹・特用作物は50万円とする。

　上記の生産経費は、当該品目のほ場での栽培に必要な消耗品とし、農機具・施設の減価償却費や地代などの固定費、出荷梱包資材や共同選果費、労賃は含まないものとする。

３　助成金の返還

　　農業者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときには、助成金の全額返還とする。

　（１）取組主体に提出した書類に虚偽の記載があった場合

　（２）やむをえない事情を除き、次期作の取組実績が確認できない場合

第６　農業者の手続き

１　第５に定める助成要件を満たしている農業者が、本事業による助成を受けようとするときには、別紙様式第１号により取組計画申請兼助成金請求書（以下、「取組計画」)を作成し、取組主体に対して助成金を申請する。

なお、助成金については、仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請しなければならない。

２　取組主体への申請については、以下の期間中に行うものとする。ただし、申請は、１農業者１回１品目のみとする。

　　第１回：令和２年７月13日～９月11日

　　第２回：令和２年９月14日～10月30日

　　第３回：令和２年11月２日～11月30日

第７　取組主体の手続き等

１　事業実施計画書の作成・提出

　取組主体は、第６により提出された取組計画及び第５に定める要件について、別添１のチェックシートに基づき確認を行う。

申請内容が適当と認めるときは、別添２に申請を取りまとめ、別紙様式第２号により助成計画申請兼助成金請求書（以下「助成計画」という。）を作成し、山口県地域農業戦略推進協議会長（以下、「県協議会長」という。）に提出し、事業計画の協議を行うものとする。

なお、助成計画の重要な変更は、次に該当する場合とし、手続きは上記に準じて行うものとする。

（１）取組計画の中止又は追加

（２）取組主体における事業費の３割を超える増減

２　助成金の支払い

１の助成計画について、県協議会長からの承認が行われ、助成金を受領した後は、申請者に対して速やかに助成金の支払いを行うものとする。

３　事業実績書の作成・提出

　取組主体は、事業が完了したときには、事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の２月末のいずれか早い期日までに、申請者ごとの実績を別添２に取りまとめ、別紙様式第３号により事業実績報告を作成し、県協議会長に提出するものとする。

４　次期作の状況確認

取組主体は、申請者ごとの次期作の作付状況を随時確認し、実施状況を別添２に取りまとめ、別紙様式第４号により事業実施状況報告書を作成し、令和３年９月15日までに県協議会長に提出するものとする。

第８　適正な経理の実施

取組主体は、本事業に係る経理について帳簿を整備の上、その証拠書類等を帳簿とともに５年間は整理・保管するものとする。

附則

　この要領は、令和２年７月13日より施行する。